

# 令和3年度 周遊型謎解きイベント企画運営業務委託 企画提案募集要領

## 1. 委託業務の概要

- (1) 業務名 千葉市制100周年記念「周遊型謎解きイベント」企画運営業務  
(2) 業務目的 別添仕様書記載のとおり  
(3) 業務内容 別添仕様書記載のとおり  
(4) 履行場所 公益社団法人千葉市観光協会が指定する場所  
(5) 委託期間 契約締結の日から令和4年1月20日（木）まで  
(6) 経費の見積 上限額9,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
(7) 委託者 公益社団法人千葉市観光協会  
住所：〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号  
電話：043-242-0007 FAX：043-301-0280  
E-mail：kankou-g@chibacity-ta.or.jp

## 2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。  
(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。  
(3) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分を受けていないこと。  
(4) 本業務と類似の業務履行実績（周遊型謎解きイベント及びこれらの広報等）を有すること。

## 3. 参加に関する手続き

### (1) スケジュール

内容		日程（全て令和3年）
①	公募募集要領の公表	6月22日（火）
②	質問書受付締切	6月28日（月）17時
③	質問書への回答	6月29日（火）
④	参加申込・企画提案書受付締切	7月5日（月）17時
⑤	企画提案書審査 ※	7月7日（水）
⑥	選考結果通知	7月8日（木）以降

※企画提案書審査は、オンラインを使用したプレゼンテーションにより実施する。

### (2) 内容に関する質問

本募集要領及び企画提案仕様書の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

#### (ア) 提出期限

令和3年6月28日（月）17時必着※厳守

(イ) 提出方法

電子メールによる。電子メールの件名は「企画提案募集質問書」とする。

(ウ) 提出先

公益社団法人千葉市観光協会（メールアドレス kankou-g@chibacity-ta.or.jp）

(エ) 提出書類

質問書（様式第3号）

(オ) 質問に対する回答

質問および回答については、令和3年6月29日（火）に千葉市観光協会ホームページに公開する。なお、質問の回答内容については、本募集要領の追加または修正とみなす。

(3) 参加申込・企画提案書の提出

企画提案に参加を希望する者は、下記のとおり必要書類を提出すること。

(ア) 提出期限

令和3年7月5日（月）17時必着※厳守

(イ) 提出方法

提出先に持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(ウ) 提出先

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号

公益社団法人千葉市観光協会（千葉中央コミュニティセンター10階）

(エ) 提出書類

①	参加申込書	様式第1号
②	誓約書	様式第2号
③	会社概要	様式自由
④	企画提案書（A4縦版両面にて作成すること） a 別添仕様書に基づく業務内容について、具体的な実施方法等を提案すること。 b 作業スケジュール、業務推進体制、進行管理体制（担当者の氏名及び連絡先を含む）を明記すること。 c 本業務と類似の業務履行実績を明記すること。	様式自由
⑤	上記④の電子データ（Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、Microsoft PowerPoint形式またはPDF形式）	
⑥	業務実施に係る見積書 (経費の明細を算出し、その経費を記載すること)	様式自由

(オ) 提出部数

正本1部（社名を記載し押印する）、副本5部（書類④⑥を社名・ロゴ等未記入にて提出）

(4) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

- 次のいずれかの事項に該当した場合は、提案を無効または失格とする。
- (ア) 提出期限を過ぎて参加申込、企画提案書等が提出された場合
  - (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - (ウ) 提出書類に重大な誤脱があった場合
  - (エ) 見積額が 1(6)に記載する額を超過した場合
  - (オ) 会社更生法の更生手続開始、民事再生法の再生開始等の申し立てをする等、契約を履行することが困難であると認められる状態になった場合
  - (カ) 審査の公平を害する行為があった場合
  - (キ) その他、企画提案にあたり、著しく審議に反する行為があった場合

(5) プレゼンテーション

- (ア) 日 時 令和 3 年 7 月 7 日（水）※時間は別途通知する。
- (イ) 会 場 ZOOM のオンライン会議サービスにて実施する。  
※参加申込者には、7 月 6 日（火）12 時までに参加申込されたメールアドレス宛に ZOOM の招待状を送付する。
- (ウ) 出席者 提案者 3 名以内とする。
- (エ) 実施方法及び留意事項
  - ① 1 提案者につき説明 20 分以内、質疑応答 10 分以内とする。
  - ② 提案書を基にプレゼンテーションを行うこととする。ただし、事前に提出された提案書の内容から逸脱しない範囲であれば、図表や文体を変更した資料を使用して説明しても良い。
  - ③ ZOOM のオンライン会議サービスへの接続数は 1 か所までとする。
  - ④ 質疑は、審査委員から行う。

#### 4. 企画提案審査

(1) 審査方法

選考は提案者のプレゼンテーションにより提案内容の説明を受け、審査委員が審査基準に基づき企画提案等の内容を審査し、最優秀提案を選定する。

(2) 審査基準

選定に係る評価項目等は次のとおりとする。参加申込者が 1 者のみの場合も、審査を実施する。

	評価項目	評価の視点	得点
(1)	謎解きイベントのコンセプト	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の目的を理解し、反映されているか。</li><li>・多数の市民参加が見込めるか。</li></ul>	15
(2)	企画内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・千葉市制 100 周年に関連する歴史・文化・自然等の魅力が伝わり、周遊を効果的に促進できるか。</li><li>・謎解きイベントは子供やその家族を中心に幅広い世代が楽しめる企画内容（ストーリー）か。</li><li>・地域の企業や店舗などと連携し、地域経済の活性に寄与する内容か。</li></ul>	50

(3)	製作物及びイベント告知	・イベントに必要とする製作物の内容か。 ・イベント参加を促す広報展開の内容となっているか。	15
(4)	管理運営	・業務期間全体を通してのスケジュール設定は妥当か。 ・主催者と連携し、イベントの企画から運営までの調整、業務遂行ができる実施体制か。 ・イベントの実施状況を把握し、業務の実施結果やアンケート結果等のデータを集計、分析できるか。	20
合 計			100

- (ア) 参加申込者が1者のみの場合も、審査を実施する。  
 (イ) 審査委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。参加申込者が1者のみの場合も同様とする。  
 (ウ) 審査委員全員の合計点が最も高い提案を最優秀提案とする。  
 (エ) 審査の結果、合計総評価点が同点になった場合は、審査委員長が選定を決定する。

### (3) 選考結果通知

選考結果は、決定後速やかにすべての参加者に通知する。なお、審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

## 5. 契約

- (1) 選考により最優秀提案と決定した提案を提出した者を委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議後に、業務委託契約を締結する。なお、協議の結果、企画案の一部を変更する場合がある。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、公益社団法人千葉市観光協会は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

## 6. その他

- (1) 書類等に作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び円とする。
- (2) 本企画提案に関して、追加すべき情報があった場合には、当協会ホームページに記載するものとする。
- (3) 提出書類の作成に係る費用は、全て参加者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は公益社団法人千葉市観光協会に帰属するものとする。
- (5) 企画提案書や選考結果（不採用となった参加者の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、原則として開示の対象とする。ただし、本企画提案選考期間は、開示の対象としない。
- (6) 本企画提案に関連し、知り得た情報については、当協会の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (7) 企画提案書の提出後、当協会の判断によりヒアリングによる内容の確認、補足資料の提出を求めることがある。
- (8) 企画提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととする。

## 7. 問い合わせ先

公益社団法人千葉市観光協会

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 2 番 1 号

電話 : 043-242-0007 FAX : 043-301-0280

E-mail : kankou-g@chibacity-ta.or.jp

以 上

(様式1)

令和3年 月 日

(宛先) 公益社団法人 千葉市観光協会

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

### 公募型プロポーザル参加申込書

令和3年度「周遊型謎解きイベント企画運営業務委託」企画提案募集要領を全て承諾の上、当該業務委託のプロポーザルに参加します。

(問合せ先)

部 署  
担当者  
T E L  
E メール

(様式2)

## 誓 約 書

年 月 日

(あて先) 公益社団法人千葉市観光協会

会長 飯沼喜市郎

所在地又は住所

商号又は名称

代表者(受任者)職氏名

印

担当者名

印

今般の令和3年度周遊型謎解きイベント企画運営業務委託の見積に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約し、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び千葉県警察に送付されても異議ありません。また、千葉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことを誓約し、当該事実を確認するため、千葉県警察に照会されても異議ありません。

なお、千葉市内において、都市計画法に違反していないことも併せて誓約します。

(様式 3 )

令和 年 月 日

(宛先) 公益社団法人千葉市観光協会

住 所  
商号又は名称  
担当者氏名  
T E L  
電子メールアドレス

質問書	
件名	令和3年度周遊型謎解きイベント企画運営業務委託
質問事項	

《質問書の提出及び回答について》

質問書提出期限：令和3年6月28日（月）17時まで

質問提出先：公益社団法人千葉市観光協会 [kankou-g@chibacity-ta.or.jp](mailto:kankou-g@chibacity-ta.or.jp)

回答日：令和3年6月29日（火）

回答方法：質問及び回答については、千葉市観光協会ホームページにて公開する。

なお、質問無しの場合には回答しない。